

山陽小野田市中山間地域づくり

指針

(案)

平成20年(2008年)1月

山陽小野田市

山陽小野田市中山間地域づくり指針

1 中山間地域づくり指針とは

(1) 策定の背景・目的

山陽小野田市は、平成 17 年（2005 年）3 月 22 日に旧小野田市、旧山陽町が合併して誕生しました。

私たちを取り巻く環境は、本格的な少子・高齢・人口減少社会の到来、高度情報化の急速な進展、グローバル経済の進展による地域経済の空洞化、国・地方を通じた厳しい財政状況、地方分権の推進、住民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、大きく変化しています。

そのような状況下で、中山間地域は、地域住民の生活の場や農林水産物の生産の場として貴重な地域であるにもかかわらず、過疎化、少子・高齢化の進行に伴い、後継者問題、耕作放棄地や荒廃森林の増加、空家の増加など生産活動の縮小や集落機能の低下による農山漁村の活力の減退が進んでおり、地域の活性化の総合的な取り組みが求められています。

山口県では活力と魅力のある中山間地域創造のため「山口県中山間地域振興条例」を定め、県基本計画として「山口県中山間地域づくりビジョン」を充てることとしています。

山陽小野田市では、活力ある中山間地域づくりを地域との協働により進めていくため、この県ビジョンに基づき、「山陽小野田市中山間地域づくり指針」を策定することとしました。

(2) 性格と役割

「山陽小野田市中山間地域づくり指針」は、市政運営の基本指針である「第一次山陽小野田市総合計画」を上位計画とし、かつ、県基本計画である「山口県中山間地域づくりビジョン」を踏まえて策定したものであり、本市の中山間地域づくりにおいて今後取

り組む主な施策の方向性を示しています。

(3) 計画期間

平成29年(2017年)を目標年次とする第一次山陽小野田市総合計画との整合性を確保するため、この指針においても、目標年次を平成29年(2017年)とします。

ただし、今後の地域を取り巻く情勢の変化などに配慮し、必要に応じて適宜計画の見直しを図るものとします。

2 山陽小野田市における中山間地域

本市においては、農林水産省の農業地域類型区分による中間農業地域である旧山陽町の厚狭地区、厚陽地区、出合地区、埴生地区、津布田地区の5地区が中山間地域にあたります。

人口は22,251人、面積89.89km²となっています。

| 地区名 | 総人口 | 男性 | 女性 | 65歳以上の男性 | 65歳以上の女性 | 高齢化率 |
|-------|--------|--------|--------|----------|----------|-------|
| 厚狭地区 | 10,374 | 4,919 | 5,455 | 1,090 | 1,606 | 26.0% |
| 厚陽地区 | 2,514 | 1,184 | 1,330 | 300 | 457 | 30.1% |
| 出合地区 | 3,180 | 1,504 | 1,676 | 271 | 453 | 22.8% |
| 埴生地区 | 4,823 | 2,304 | 2,519 | 554 | 810 | 28.3% |
| 津布田地区 | 1,360 | 624 | 736 | 140 | 241 | 28.0% |
| 合計 | 22,251 | 10,535 | 11,716 | 2,355 | 3,567 | 26.6% |

平成19年4月1日現在

山陽小野田市



3 中山間地域の現状と課題

【現 状】

本市の中山間地域の自然環境は、主に農林業によって守り育てられてきましたが、近年、過疎化が進む農山村集落では、農林業従事者の減少や高齢化の進行により、荒廃森林・耕作放棄地が増加しています。

【課 題】

自然環境は、水源のかん養、大気の浄化、景観形成など多くの公益的機能を有しており、また、多くの動植物の生存の場として人間を含むすべての生態系を支える源であるため、本市にある森林・農地や海・河川などの自然環境の保全に努める必要があります。

また、農業が本来有する自然循環機能を活かし、家畜排泄物や稲わらなど地域で発生する有機質資源を堆肥や粗飼料などへ循環利用するなど、自然環境への負荷低減を図る農業生産活動を図る必要があります。

4 新市におけるまちづくりの方向性

第一次山陽小野田市総合計画では、時代の新しい胎動や、地域特性、アンケート等による市民の様々な意見を考慮し、本市の新たなまちづくりの主理念とまちづくりを進めるにあたっての取り組み理念を以下のように設定しています。

<主理念>

(1) 生活の質を重視した「住み良さ」の創造

近年、「心の豊かさ志向、生活の質の向上の高まり」がみられるように、人々の関心は、経済的なものの豊かさから、ゆとりや、やすらぎなど心の豊かさへと移行し、生活の質を高めることが望まれています。

このような背景の中、「市民の安心・安全の確保」や「まち全体の活力」を基本としながら、生活利便性に加え、地域社会における人

と人とのふれあいや自然とのふれあいを通して、住み良いと感じ、「住み良さ」を誇りに思い、住み続けたいと思える生活環境の創造を目指します。

<取組み理念>

(2) 多様な組織や市民との協働による「住み良さ」づくり

住み良い地域づくりを追求するため、より良い公共的なサービスを提供するとともに、民間事業者やボランティア、NPO法人など多様な組織や市民との協働によるまちづくりを目指します。

(3) 地域資源を活かした「住み良さ」づくり

市民の生活ニーズに対応した「住み良さ」を追求するために、市の持つ幅広い産業構造や大学など、様々な物的、人的資源を効率的に投入するとともに、地域で暮らし、活動する人すべての知恵と力を結集して、地域資源を活用したまちづくりを目指します。

(4) 多元的なネットワークによる「住み良さ」づくり

現在の厳しい財政事情の中、地域の自立のために必要な生活機能の全てをその地域だけで賄うことは困難です。近隣都市、拠点都市との連携や、市内部の地域間での連携など多元的なネットワークを形成し、広域的な視野によるまちづくりを目指します。

以上4つのまちづくりの基本理念を基にして、次のような将来都市像を設定しています。

本市は、「市民の安心・安全の確保」「まち全体の活力」を基本とし、人情豊かな地域社会と市民の自然等への愛着や誇りを大切にしながら、生活の中での豊かさが享受でき、子どもからお年寄りまで安心して、いきいきと住み続けられる「住み良い」地域づくりを進めていくため、「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある住み良さ創造都市」を将来都市像にかかげ、本市に暮らす人々の地域への愛着と誇りを醸成し、その実現に努めます。

また、まちづくりの基本理念を基に、将来都市像を実現するための戦略的なまちづくりの視点を、以下のように設定しました。

① 安全・安心の「住み良さ」を実現する

・市民が住み続け、新たに市外からも定住したいと感じるには、生活環境としての基本的な住み良さを持つことが重要です。特に、安全で安心して暮らせる生活環境に対しての要望が高まっています。

・これらのニーズに応えられる、安全・安心の「住み良さ」を実現するまちづくりを進めます。

② 「ひと」を基本としたまちづくりを実践する

・社会的に地域振興だけでなく、ひとの生活を重視したまちづくりが求められています。

また、市民ニーズにおいても少子・高齢社会に対する課題や、健康づくりへの関心の高まり、教育の充実などの要望が高まっています。

・これらのニーズに応えられる「ひと」を基本としたまちづくりを進めます。

③ まちの活力を創造する

・定住したいと感じる「住み良さ」には、生活の基本となる“働く場”が必要です。この“働く場”を確保するために、産業振興とまちの活性化が強く望まれています。

・これらのニーズに応えられる、活力あるまちとしての「住み良さ」を創造するまちづくりを進めます。

④ 地域資源を活かす

・江汐公園や津布田海岸などの自然資源や、徳利窯や寝太郎伝説などの歴史資源、焼野海岸や県立サッカー場、ゴルフ場などレクリエーション・スポーツ資源など、多くの地域資源があります。

・これらの資源を活用・連携することにより、市民生活の向上や

地域活力の向上を図るまちづくりを進めます。

◆重点戦略の考え方

行財政改革プランを着実に推進して財政再建に取り組むとともに、まちづくり戦略の視点を踏まえ、市民ニーズや社会・地域需要を考慮しながら、「生活創造戦略」「市民創造戦略」「活力創造戦略」を重点戦略として位置づけ、7つの重点戦略プロジェクトを設定します。

① 住み良さ向上プロジェクト

<目的>

生活における安全性の向上と衛生環境づくりにより、住み良い居住環境の向上を図ることを目的とします。

② みらい育成プロジェクト

<目的>

将来の“人財”となる健康で意欲ある子どもを育成することを目的とします。

③ いきいき人づくりプロジェクト

<目的>

健康で心豊かな市民を育成し、市民が生涯を通じていきいきと暮らせる環境づくりを目的とします。

④ 協働のまちづくりプロジェクト

<目的>

自主的・積極的に活動ができる市民を育成し、市民と行政が一体となって市の発展を目指すことを目的とします。

⑤ スポーツまちづくりプロジェクト

<目的>

競技スポーツ環境や生涯スポーツ環境の充実により、スポーツと身近な居住環境を市の魅力として、定住・交流人口の増大を図ることを目的とします。

⑥ 地産地消の食プロジェクト

<目的>

地産地消を推進することにより、消費者の安全な食生活を確保するとともに、農林水産業を中心とした地場産業の活性化を目的とします。

⑦ まちの活力向上プロジェクト

<目的>

市街地の活性化を促進するとともに、働く場の確保による定住の促進を図り、まち全体の活力が向上することを目的とします。

以上、7つのプロジェクトのなかの⑥地産地消の食プロジェクトの取り組みの方向として、

<取り組みの方向>

◆農林水産業の新たなブランドを創出します。

- ・農林水産物の地産地消による6次産業[※]への展開推進
- ・農林水産物の市内供給体制づくりの推進
- ・地域特産品の開発

◆中山間地域の活性化を促進します。

- ・朝市等を生かした特産品の販売促進
- ・グリーンツーリズム[※]の推進

◆市民の安全な食生活を確保します。

- ・市民への地産地消の意識啓発の推進
- ・食の安全に関する活動の推進
- ・学校及び地域での食育の推進

を掲げています。

※6次産業

1次産業×2次産業×3次産業を一口で表現した言葉で、生産、加工、販売を融合した総合産業。

※グリーンツーリズム

農山漁村に滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々と交流すること。

5 中山間地域づくりの方向性

中山間地域を地域住民の生活の場としてのみならず、自然環境の保全や食糧の安定供給の場、また、都市住民との交流の場として振興を図るための本市の具体的な地域づくりの方向性を、県のビジョンに示された5つのくらしの視点ごとに次の通り進めます。

ア)「みんなで創る地域のくらし」づくり

- ・地域と市が協働しながら住民が主体となって地域の課題を地域で解決していく「住民自治」体制づくりを進めます。
- ・新たな地域づくりリーダーの確保を促進するとともに、地域運営の担い手確保を進めます

イ)「安心・安全で住み良いくらし」づくり

- ・防犯体制等の整備、生活交通や医療・福祉サービスの確保、情報通信、道路などの整備を進めます。
- ・災害から生命・財産を守るため、防災施設等の整備に計画的に取り組むこととし、平常時における住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害時における自主的な避難等の的確な行動を促すため、ハザードマップの活用を含めた総合的な防災ネットワークの整備を進めます。
- ・若い世代の定住等を促進するため、雇用の場の確保や教育の充実など住みよい生活環境の整備を進めます。

ウ)「多様な産業で支えるくらし」づくり

- ・朝市やルーラルフェスタなど、各地域で行われる魅力ある交流イベントの取組みや直販所における特産品等の直売活動を促進します。
- ・建設業や食品産業など他産業からの農業参入を支援するなど、高齢化に伴う担い手不足に対応し、持続可能な農業生産を支援するとともに、地域の気象条件や特色を生かした農業の振興を図ります。

- ・女性や高齢者を中心に地域の資源を活用した様々な生活関連サービス業の事業化を進めます。
- ・農林水産業と商工業などの異業種の連携強化による付加価値の高い商品開発等による地域の活性化を支援します。

エ) 「元気で誇りのある暮らし」づくり

- ・地域に「愛着」と「誇り」を持って暮らせるためには、地域の良さを再認識することが重要であり、伝統的な食文化や祭り、美しい自然景観や人的資源等について、再発見活動を推進し、その活用や保存・継承等の取組みを促進します。
- ・地域の活力の維持・活性化を図るには、高齢者・中高年等のシニア層の社会参加を促進し、その活力を地域づくりに活かしていくことが重要です。また、団塊の世代が退職期を迎えることから、社会参加を促進し、グループ化の立上げ、起業等の実践活動につながる取組みモデルの形成や、地域資源を活用した活躍の場づくりなどの取組みを進めます。
- ・農地、森林等の保全活動を持続的に発展させるとともに、後継者不足の中で、新たな方策も取入れながら、自然と共生した地域づくりに向けた取組みが必要で中山間地域等直接支払制度との整合を図りながら、新たな「農地・水・環境保全向上対策」などの取組みを進めます。
- ・海岸・漁場においては、地域住民等による海岸の清掃活動などを推進します。

オ) 「新しい仲間とともに創る暮らし」づくり

- ・人口減少や高齢化により地域の活力が低下している中で、都市地域においては、中山間地域が持つ水源かん養や安らぎの場の提供など、田舎の魅力や役割への関心が高まって

います。一方で、農林水産物の大消費者である都市住民が、食の安全・安心を求め創意工夫して、中山間地域の活性化や産業振興等に資する新たな活動が始まっており、意欲を持って展開できるよう、団塊の世代を含む UJI ターンの促進等交流情報の効果的な発信を行いながら、都市と中山間地域との交流を促進します。

- ・定年期を迎える団塊の世代などの新たな定住者の確保等に向けた取組みを加速化します

各地区の取組み内容

| | 主となる取組み内容 |
|------|--|
| 厚狭地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金制度[*]の利用や農地・水・環境保全向上対策[*]を積極的に推進し、持続可能な農業生産体制づくりを進める。 ・持続可能な林業経営の推進に努める。 ・森林バイオマスエネルギーの活用を促進する。(実例としては、有機肥料への廃屋材、木樹皮などの利用) ・地域の良さを伝える教育活動の推進に努める。 |
| 厚陽地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地・水・環境保全向上対策を積極的に推進し、持続可能な農業生産体制づくりを進める。 ・ブロードバンド等高度情報通信事業を充実させ、生活環境の向上や緊急時の通信確保等を促進する。 ・自然環境を保ちながら、地元で採れた活魚・野菜等を利用した美味しいもの店の育成を推進する。 ・警戒避難体制、防災体制の整備など、暮らしの安全の確保に努める。 |

| | |
|-------|--|
| 出合地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地・水・環境保全向上対策を積極的に推進し、持続可能な農業生産体制づくりを進める。 ・森林バイオマスエネルギーの活用を促進する。 (実例としては、有機肥料への廃屋材、木樹皮などの利用) ・地域の良さを伝える教育活動の推進に努める。 |
| 埴生地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地・水・環境保全向上対策を積極的に推進し、持続可能な農業生産体制づくりを進める。 ・地域の特性を生かした農水産物づくりと需要拡大や儲かる漁業の振興を図る。 ・警戒避難体制、防災体制の整備など、暮らしの安全の確保に努める。 |
| 津布田地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地・水・環境保全向上対策等を積極的に推進し、持続可能な農業生産体制づくりを進める。 ・自然環境を保ちながら、地元で採れた活魚・野菜等を利用した美味しいもの店の育成を推進する。 ・警戒避難体制、防災体制の整備など、暮らしの安全の確保に努める。 |

※中山間地域等直接支払交付金制度

水源のかん養や安らぎ空間の提供など、多くの恵みを住民にもたらしている中山間地域の公益的な機能は、農業生産活動や農村の生活によって維持されているが、平地に比べて生産条件の不利性を持ち、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されていることから、担い手の農業生産の維持を図りつつ、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から実施されている制度。自律的・継続的な農業生産活動等の体制の整備に向けた前向きな取組等を推進する。本市においては、平沼田、宗末、靱の木、鋳物師屋、奥の浴、松岳畑の6集落で実施。

※農地・水・環境保全向上対策

過疎化・高齢化の進行などにより、農地や農業用水路などの資源の適切な維持管理が困難となっていることや、環境問題に対する関心が高まる中、農業生産活動について環境保全型農業へ転換していくことが求められていることから、地域ぐるみでの農地や農業用水路などの資源を保全向上する効果の高い共同活動と農業者ぐるみで環境問題を考えるため、環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を支援。本市においては、福田地区、平沼田地区など 18 地区で実施。